

厚生労働省発職高 1014 第 1 号

労働政策審議会

会長 諏訪 康雄 殿

厚生労働省設置法（平成 11 年法律第 97 号）第 9 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求める。

記

- 1 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱
- 2 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

平成 21 年 10 月 14 日

厚生労働大臣 長妻 昭

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

一 肝臓の機能の障害を政令で定める障害に加えるものとする事。

二 この政令は、平成二十二年四月一日から施行するものとする事。

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

一 肝臓の機能の障害を省令で定める障害に加えるものとする。

二 この省令は、平成二十二年四月一日から施行するものとする。